

# 自殺予防について定めている法律・条例

## 1 法律

名称	提案者	公布日	施行日
自殺対策基本法	議員 (参議院内閣 委員会委員長)	H18.6.21	H18.10.28

## 2 条例

都市	名称	提案者	公布日	施行日
平塚市	平塚市民のこころと 命を守る条例	議員	H19.12.25	H20.7.1
日野市	日野市自殺総合対策 推進条例	市長	H23.3.30	H23.4.1
新発田市	新発田市民のきずな を深め「いのち」を 守る条例	市長	H23.6.29	同左
松山市	松山市自殺対策基本 条例	議員	H24.10.4	H25.4.1
相模原市	相模原市自殺対策基 本条例	議員 (民生委員会 委員長)	H25.3.19	H25.4.1

# 自殺対策基本法

(平成十八年六月二十一日法律第八十五号)

## [第一章 総則\(第一条—第十条\)](#)

## [第二章 基本的施策\(第十一条—第十九条\)](#)

## [第三章 自殺総合対策会議\(第二十条・第二十一条\)](#)

## [附則](#)

### 第一章 総則

(目的)

**第一条** この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移していることにかんがみ、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

- 第二条** 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 2** 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 3** 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 4** 自殺対策は、国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係する者の相互の密接な連携の下に実施されなければならない。

(国の責務)

**第三条** 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

**第四条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の責務)

**第五条** 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

**第六条** 国民は、自殺対策の重要性に対する関心と理解を深めるよう努めるものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

**第七条** 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(施策の大綱)

**第八条** 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱を定めなければならない。

(法制上の措置等)

**第九条** 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

**第十条** 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概要及び政府が講じた自殺対策の実施の状況に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 基本的施策

(調査研究の推進等)

**第十一条** 国及び地方公共団体は、自殺の防止等に関し、調査研究を推進し、並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

2 国は、前項の施策の効果的かつ効率的な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(国民の理解の増進)

**第十二条** 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺の防止等に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

**第十三条** 国及び地方公共団体は、自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る体制の整備)

**第十四条** 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(医療提供体制の整備)

**第十五条** 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神

保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

**第十六条** 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者に対する支援)

**第十七条** 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等に対する支援)

**第十八条** 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

**第十九条** 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止等に関する活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

### 第三章 自殺総合対策会議

(設置及び所掌事務)

**第二十条** 内閣府に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第八条の大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(組織等)

**第二十一条** 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣官房長官をもって充てる。

3 委員は、内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

## 附 則

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

平成19年12月25日

条例第34号

改正 平成25年3月22日条例第3号

## 平塚市民のこころと命を守る条例

### 目次

第1章 総則（第1条～第7条）

第2章 基本的施策（第8条～第16条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、近年、平塚市（以下「市」という。）においても自殺が社会問題となっている状況にかんがみ、自殺対策に関し、基本理念を定め、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、もって市民が健康で生きがいを持って暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

##### （基本理念）

第2条 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

2 自殺対策は、単に精神保健的な観点からのみならず、様々な社会的な要因が関与していることを踏まえ、自殺の実態に即して実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

4 自殺対策は、市民が共に支えあう地域福祉の増進という観点を踏まえ、地域の状況に応じたきめ細かな施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、市、国、神奈川県、医療機関、事業主、学校、市民等の相互の密接な連携の下に実施されなければならない。

##### （市の責務）

第3条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、自殺対策について、国及び神奈川県と

協力しつつ、市の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、市と連携しながら、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るために適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、自殺対策について関心と理解を深めるよう努めるものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第6条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分に配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(財政上の措置等)

第7条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第2章 基本的施策

(調査研究の推進等)

第8条 市は、自殺の防止等に関して、調査研究を推進し、並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

(市民の理解の増進)

第9条 市は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺の防止等に関する市民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(人材の養成等)

第10条 市は、自殺対策の役割を担う人材の養成及び資質の向上等に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康づくりの相談体制)

第11条 市は、心の健康の保持及び増進のため、職場、地域、学校等における相談体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(精神科医療の提供体制)

第12条 市は、自殺の危険性の高い者の早期発見に努め、これらの者が必要に応じて適切な精神科医療を受けられるよう医療体制の充実に必要な施策を講ずるものとする。

(社会的な取組体制の整備)

第13条 市は、市民が抱える社会的な要因を含む様々な課題に対応できるよう、関係相談窓口の充実及び連携を図る等自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者に対する支援)

第14条 市は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等に対する支援)

第15条 市は、自殺者又は自殺未遂者の親族等が受ける深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺対策会議)

第16条 市は、総合的な自殺対策を推進するため、平塚市自殺対策会議（以下「自殺対策会議」という。）を置く。

2 自殺対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 自殺対策について必要な関係機関相互の調整を図ること。

(2) 自殺対策に関する重要事項について審議すること。

(3) その他自殺対策の推進に関すること。

3 自殺対策会議は、委員20人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 関係団体の代表者

(3) 学識経験者

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

5 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 前各項に定めるもののほか、自殺対策会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。



○日野市自殺総合対策推進条例

平成23年3月30日

条例第11号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 基本的施策(第9条—第17条)

第3章 推進体制(第18条、第19条)

第4章 雑則(第20条)

付則

このまちで暮らす市民一人ひとりが、日野市民憲章にもうたわれているとおり、いきいきとして、心と体がともに健康で日々を暮らすことができる、それが私たちの願いです。

しかし、残念なことに、わが国において自殺による死亡者数が高い水準で推移しており、日野市においても例外ではありません。

これまで個人の問題として捉えられがちであった自殺については、その多くが個人だけの努力ではどうすることもできない「追い込まれた末の死」であり、およそ他人事とは言い切れません。

自然環境豊かなこのまちで、みんなが幸せに暮らすという考えの下、自殺を取り巻く要因や環境について、まち全体で解決するために、一人ひとりが人を大切にし、自殺対策の担い手として気付き、ともに健康で、ともに支え合う日野市をつくりあげていくために、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、日野市(以下「市」という。)が自殺対策に関して、市民個人と、その家族を含めた周囲の人々の心情や立場に配慮しつつ、自殺対策を総合的に推進し、もって市民一人ひとりがかけがえのない「生命いのち」の大切さを考え、ともに支え合う地域社会を実現することに寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 自殺対策は、自殺が個人的な問題のみではなく、その背景にある地域社会的要因を含めたさまざまな要因に起因することを踏まえ、市民一人ひとりがともに支え合うまちづくりと一体となって推進されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されなければな

らない。

- 3 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 4 自殺対策は、市、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係する者の相互の密接な連携の下に実施されなければならない。

#### （市の責務）

第3条 市は、自殺対策について、前条の基本理念にのっとり、国、東京都及び関係機関と連携しつつ、自殺に関する現状を把握し、市の状況に応じた施策を策定しなければならない。

- 2 市は、市民の経済的・精神的な問題のほか、生活上の悩み全般を受け止める相談窓口の整備をすすめなければならない。
- 3 市は、市内における自殺の実態に応じて、緊急的な対策を要するものについては、速やかな対応をとらなければならない。

#### （事業主の責務）

第4条 事業主は、自殺対策に取り組む当事者としての意識を持ち、自殺に対する正しい理解を深め、市及び関係機関と連携しながら、労働者が心身ともに健康で職務に従事できるように適切な措置を講じなければならない。

- 2 福祉・医療・教育などの対人援助サービスを提供する事業主は、特に、自殺対策に取り組む意識を持ち、自殺に対する正しい理解を深め、市や関係機関と連携しながら、サービス受給者がサービス利用に際し、心身ともに健康が保持できるように適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### （学校等教育機関の責務）

第5条 学校等教育機関は、自殺対策に取り組む当事者としての意識を持ち、自殺に対する正しい理解を深め、市、関係機関、保護者等と連携しながら、児童・生徒・学生が心身ともに健康な生活を送れるよう、また教職員等が心身ともに健康で職務に従事できるよう適切な措置を講じなければならない。

#### （市民の責務）

第6条 市民は、自殺対策に取り組む当事者としての意識を持ち、自殺に対する正しい理解を深め、一人ひとりが自殺対策の担い手になれるよう努めるものとする。

#### （心情及び生活の平穏への配慮）

第7条 市は、自殺対策の実施に当たり、自殺者、自殺未遂者及び自殺を考えている人並びにその周辺の人々の心情や生活の平穏に十分配慮しなければならない。

(財政上の措置等)

第8条 市は、この条例の目的を達成するために、必要な財政上の措置を含めた各種の措置を講じなければならない。

## 第2章 基本的施策

(自殺総合対策基本計画の策定)

第9条 市は、第1条の目的を達成するため、自殺総合対策基本計画を定め、次条から第19条までに掲げる基本的施策を実施しなければならない。

2 自殺総合対策基本計画は、地域における自殺の実態を把握し、その実情に応じた自殺対策を総合的に推進するため、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 自殺対策に関する情報提供・普及啓発
- (2) 地域ぐるみでの支援体制の確立
- (3) 緊急性の高い人々への支援
- (4) 家族等周囲の人々への支援

(調査研究の推進等)

第10条 市は、自殺対策に関して調査研究を推進し、並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

(市民の理解の増進)

第11条 市は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺に関する市民の理解が深まるよう必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保)

第12条 市は、自殺対策推進のために、適切な人材を確保し、その養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康づくりの相談体制)

第13条 市は、職場、学校、地域その他あらゆる機会において、市民が心の健康の保持及び増進のために相談が受けられる体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(医療提供体制の整備)

第14条 市は、自殺のおそれがある人の早期発見に努め、心の健康の保持に支障を生

じていることにより自殺のおそれがある人に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、専門医療機関等との適切な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺対策のための連携体制の構築)

第15条 市は、自殺対策推進のために、既存の各種相談窓口の機能を充実させるとともに、悩み事相談窓口を設置し、関係団体との連携体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者及び自殺を考えている人に対する支援)

第16条 市は、自殺未遂者及び自殺を考えている人が再び自殺を図ることがないように、適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(周囲の人々に対する支援)

第17条 市は、自殺又は自殺未遂により家族等を含む周囲の人々が感じる複雑な心情に配慮し、これらの人々が偏見や誤解等により不利益を被らないように、自殺者又は自殺未遂者の家族等を含む周囲の人々に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

第3章 推進体制

(自殺総合対策推進委員会の設置)

第18条 市は、自殺対策が関係機関等による密接な連携の下に実施されるようにするため、その推進体制となる自殺総合対策推進委員会を設置するものとする。

(自殺対策推進コーディネーターの設置)

第19条 市は、実務的な対策が関係機関等による密接な連携の下に実施されるようにするため、その推進役となる自殺対策推進コーディネーターを設置するものとする。

第4章 雑則

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

## ○新発田市民のきずなを深め「いのち」を守る条例

平成23年6月29日

条例第17号

このまちに住む市民一人一人が、心身ともに健康で、家庭や地域で温かなきずなを感じながら笑顔があふれる日々を過ごすことが私たちの願いです。

しかし、近年、国内で自殺による死亡者が多く発生し、新発田市においても、尊い命が自殺により失われる事態となっています。

このため、一人一人がきずなを深め「いのち」の大切さを認め合い、市民みんなで支え合う新発田市をつくり上げていくため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、新発田市(以下「市」という。)の自殺対策を総合的に推進し、自殺の防止を図り、もって市民が共に支え合う地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 自殺対策は、自殺が個人的な問題のみではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的な観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じ効果的な施策として実施されなければならない。

4 自殺対策は、市民が地域で支え合う地域福祉の増進という観点を踏まえ、地域の実態に則したきめ細かな施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、市、国、新潟県、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間団体、市民等の相互の密接な連携の下に実施されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、国、新潟県及び関係機関と協力しつつ、自殺に関する現状を把握し、自殺対策を推進しなければならない。

2 市は、次条及び第5条に規定する事業主及び市民の自殺防止等に関する取組を支援するものとする。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るために適切な措置を講ずるなど自殺防止に向けた取組を行うように努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、自殺対策について関心と理解を深めるとともに、一人一人が自殺防止に向けた取組を行うように努めるものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第6条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(財政上の措置等)

第7条 市は、この条例の目的を達成するために、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(基本的施策)

第8条 市は、次に掲げる自殺対策に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 自殺対策に関する調査研究の推進
- (2) 自殺対策に関する市民の理解の増進
- (3) 自殺対策に関する人材の確保等
- (4) 心の健康づくりの相談体制の整備
- (5) 医療提供体制の整備
- (6) 自殺発生回避のための社会的取組の推進
- (7) 自殺未遂者、自殺者の親族などに対する支援
- (8) 自殺対策に関する活動を行う民間団体の当該活動に対する支援

2 市は、前項各号に掲げる施策を実施するため、自殺対策行動計画を策定するものとする。

(自殺対策会議の設置)

第9条 市は、総合的な自殺対策を推進するため、市民、関係機関等で構成する自殺対策会議を設置するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## ○松山市自殺対策基本条例

平成24年10月4日  
条例第48号

## 目次

## 前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 基本的施策(第8条)

第3章 推進体制(第9条)

第4章 雑則(第10条・第11条)

## 付則

我が国は、自殺による死亡者が、14年連続で3万人を超えており、松山市においても、自ら命を絶つ市民がここ数年120名前後で推移しています。

自殺は、経済・生活・健康、将来への不安、また人と人とのつながりの問題など私たちの身近にその要因があり、それらが複雑にからみあって深刻化した結果、追い込まれた末の死であります。

そのため、自殺を個人の問題ではなく社会全体の問題としてとらえ、地域の実情に応じた制度の見直しや相談・支援体制の整備など、社会的な取組を充実することにより、「生きづらい社会」から「暮らしやすい社会」へと転換していくことが求められています。

このまちで暮らす市民一人一人が、自殺に対する関心と理解を深め、自殺対策の担い手として寄り添い、共に支え合いながら、「心身ともに健康でいきいきと暮らせる 笑顔あふれるまち 松山」になることを目指し、この条例を制定します。

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、近年、自殺が重大な社会問題になっている状況に鑑み、松山市(以下「市」という。)が、市民個人と、その家族を含めた周囲の人々の立場や心情に配慮しながら、自殺対策を総合的に推進することにより、もって市民一人一人が、かけがえのない「命」の大切さを考え、誰も自殺に追い込まれることのない地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## (市の責務)

第2条 市は自殺対策について、前文の精神にのっとり、国、愛媛県及び関係機関と連携しながら、自殺に関する現状を把握し、市の状況に応じた施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、第4条及び第5条に規定する、市民及び事業主の自殺対策に関する取組を支援しなければならない。

3 市は、自殺対策の担い手である市職員等が、心身ともに健康で職務に従事できるよう配慮しなければならない。

## (学校等教育機関の責務)

第3条 学校等教育機関は、自殺に対する正しい理解を深め、愛媛県、市、保護者及び関係機関等と連携しながら、子どもたちが命の尊さを理解し、心身ともに健康な生活が送れるよう、また教職員等が心身ともに健康で職務に従事できるよう適切な措置を講じなければならない。

## (市民の役割)

第4条 市民は、自殺対策の当事者としての意識を持ち、自殺に対する正しい知識を習得し、理解を深め、一人一人が自殺対策の担い手になれるよう努めることとする。

## (事業主の役割)

第5条 事業主は、愛媛県、市及び関係機関等と連携しながら、その職場で働く全ての者が心身ともに健康で職務に従事できるよう快適な職場環境づくりに努めることとする。

## (財政上の措置)

第6条 市は、この条例の目的を達成するために、必要な財源の確保を含めた各種の措置を講じなければならない。

## (報告)

第7条 市は、毎年、市における自殺の概要、及び施策の実施状況を、議会に報告しなければならない。

## 第2章 基本的施策

## (松山市自殺対策基本計画の策定)

第8条 市は、この条例の目的を達成するために、自殺対策基本計画を策定し、次に掲げる自殺対策に関する施策を推進するものとする。

- (1) 自殺に関する調査・研究の推進
- (2) 自殺に関する市民の理解の推進
- (3) 自殺対策に関する人材の確保・育成
- (4) 心の健康づくりの相談体制の整備・充実
- (5) 医療機関との連携の確保

- (6) 自殺発生回避のための社会的取組の推進
- (7) 自殺未遂者、自殺者の親族等関係者に対する支援
- (8) 自殺対策に関する活動を行う民間団体の当該活動に対する支援

### 第3章 推進体制

(松山市自殺対策推進委員会の設置)

第9条 市は、自殺対策が関係機関等による密接な連携の下、実施されるようにするため、その推進体制となる自殺対策に関係する行政、民間団体、有識者及び市民等で構成する自殺対策推進委員会を設置するものとする。

### 第4章 雑則

(規則への委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(条例の見直し)

第11条 この条例は、自殺対策基本法(平成18年法律第85号。)の改正等、必要に応じて見直しを行うものとする。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

委員会提出議案第4号

相模原市自殺対策基本条例について  
相模原市自殺対策基本条例を次のように制定する。

平成25年3月19日提出

提出者 相模原市民生委員会委員長 関 山 由紀江

相模原市自殺対策基本条例

相模原市民憲章にもうたわれているとおり、このまちで暮らす市民一人ひとりがいのちを大切にし、思いやりと笑顔で明るいくらしを築くこと、それが私たちの願いです。

しかし、わが国においては、毎年多くの尊いいのちが自殺によって失われており、本市においても例外ではありません。

自殺はその多くが、個人の意思や選択によるものではなく、様々な要因が複雑に絡み合って深刻化した結果による、追い込まれた末の死であります。

そのため、自殺を個人の問題としてではなく、社会全体の問題として捉え、隣接する自治体とも連携し、市をあげて、地域の実情に応じた取組を進めなければなりません。

また、私たち市民は、自殺を考えている人が発するサインに気づき、予防につなげていけるよう、自殺対策の担い手として寄り添うことが求められています。

このまちで暮らす市民一人ひとりが自殺への理解を深め、共に支え合い健康で生きがいを持って暮らすことのできる相模原市をつくるために、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、相模原市(以下「市」といいます。)においても自殺が社会問題となっている状況下において、自殺対策に関し、基本理念を定め、自殺対策を総合的に推進することにより、いのちを大切に、市民が共に支え合い健康で生きがいを持って暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とします。

(基本理念)



第2条 自殺対策は、自殺が個人的な問題だけではなく、その背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、個人に対する働きかけと社会に対する働きかけの両面から実態に即して総合的な取組として実施されなければなりません。

2 自殺対策は、市民一人ひとりがその主役となるよう普及、啓発活動等に取り組みなければなりません。

3 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じ、効果的な施策として実施されなければなりません。

4 自殺対策は、市民が共に支え合う地域づくりを促進するという観点から、地域の実情に即したきめ細かな施策として実施されなければなりません。

5 自殺対策は、市、国、神奈川県、近隣自治体、医療機関、事業主、学校、市民等の相互の密接な連携の下に実施されなければなりません。

(市の責務)

第3条 市は、前文の精神及び前条に定める基本理念にのっとり、国、神奈川県、近隣自治体及び関係機関と協力しつつ、自殺に関する現状を把握し、地域の実情に配慮した、効果的な自殺対策を推進しなければなりません。

2 市は、次条及び第5条に規定する事業主及び市民の自殺防止等に関する取組を支援するものとします。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、市、神奈川県、関係機関等と連携しながら、その職場で働く全ての者が心身ともに健康で職務に従事できるような職場環境づくりに努めるものとします。

(市民の責務)

第5条 市民は、自殺対策及び自殺をめぐる諸課題について関心と理解を深めるとともに、一人ひとりが自殺防止と課題解決に向けた担い手となるように努めるものとします。

(学校等教育機関の責務)

第6条 学校等教育機関は、自殺に対する理解を深め、市、神奈川県、保護者、関係機関等と連携しながら、児童、生徒及び学生がいのちの大切さを実感して心身ともに健康な生活を送れるように努めるものとします。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第7条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、これらを不当に侵害することのないようにしなければなりません。

2 自殺対策の実施に当たっては、自殺未遂者及び自死遺族等が健全な市民生活を継続して送ることができるよう十分配慮しなければなりません。

(財政上の措置等)

第8条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければなりません。

(自殺総合対策の推進にかかる行動計画の策定)

第9条 市は、この条例の目的を達成するために、自殺総合対策の推進にかかる行動計画を策定し、次に掲げる自殺対策に関する施策を推進するものとします。

- (1) 自殺の実態及び自殺を取り巻く諸課題に関する調査・研究
- (2) 自殺に関する市民一人ひとりの気づきと見守りの促進
- (3) 自殺対策に関する早期対応の中心的役割を果たす人材の確保及び育成
- (4) 心の健康づくりのための相談体制の整備・充実
- (5) 適切な精神科医療が受けられる体制の充実
- (6) 自殺防止のための社会的取組の強化
- (7) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ取組の強化
- (8) 自殺未遂者及び自死遺族等に対する支援
- (9) 自殺対策に関する活動を行う民間団体の育成及び連携の強化
- (10) 自殺対策に関する若い世代をはじめとする市民参画の増進
- (11) 自殺対策に関する近隣自治体との広域的な連携の強化

(相模原市自殺対策協議会の設置)

第10条 市は、自殺対策が関係機関等による密接な連携の下、自殺総合対策に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議するため、相模原市自殺対策協議会(以下「協議会」といいます。)を設置するものとします。

2 協議会の委員は、20人以内とします。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱します。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体から推薦された者

(3) 市の住民

(4) 関係行政機関及び関係法人の職員

4 協議会の委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期にあつては、前任者の残任期間とします。

(条例の見直し)

第11条 この条例は、自殺対策の運用状況、実施効果等を勘案し、第1条の目的の達成状況を評価した上で、必要に応じて見直すものとします。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行します。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 附属機関の設置に関する条例(昭和37年相模原市条例第17号)の一部を次のように改正します。

別表市長の部相模原市自殺対策協議会の項を削ります。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の附属機関の設置に関する条例(以下「改正前の附属機関条例」といいます。)に定める相模原市自殺対策協議会の委員である者は、この条例に定める相模原市自殺対策協議会の委員とみなし、その任期は、改正前の附属機関条例による任期の残任期間とします。

提案の理由

わが国においては、毎年多くの尊いのちが自殺によって失われており、本市においても例外ではない。自殺はその多くが、個人の意思や選択によるものではなく、様々な要因が複雑に絡み合って深刻化した結果による、追い込まれた死である。自殺を個人の問題としてではなく、社会全体の問題として捉え、地域の実情に応じた取組を進めなければならない。市民一人ひとりが自殺対策の担い手となり、地域で共に支え合い、健康で生きがいを持って暮らせる相模原市をつくるため、自殺対策について所要の定めをいたしたく提案するものである。